

令和 2 年度入札・契約制度の改正等について

1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

本市における近年の実態等を踏まえ、ダンピング受注防止対策の更なる強化を図るため、工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格における上限枠を 92% から 94% に引き上げます（下記の参考 1 のとおり）。

2 契約約款の改正

公共工事標準請負契約約款の改正等を踏まえ、「著しく短い工期の禁止」規定を追加するなど、本市の工事請負契約書等の所要の改正を行います。

3 実施時期

上記 1, 2 は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

参考 1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ（詳細）

	改正前		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の 75% ~ <u>92%</u> 【算定基準】 ①直接工事費の 97% ②共通仮設費の 90% ③現場管理費の 90% ④一般管理費の 55% <div style="float: right; margin-top: 10px;">} 合計額</div>	➡	【範囲】 予定価格の 75% ~ <u>94%</u> 【算定基準】 ①直接工事費の 97% ②共通仮設費の 90% ③現場管理費の 90% ④一般管理費の 55% <div style="float: right; margin-top: 10px;">} 合計額</div>
	【範囲】 予定価格の 75% ~ <u>92%</u> 【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の 10%)} の 97% ②共通仮設費の 90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の 10%)} の 90% ④一般管理費の 55% <div style="float: right; margin-top: 10px;">} 合計額</div>	➡	【範囲】 予定価格の 75% ~ <u>94%</u> 【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の 10%)} の 97% ②共通仮設費の 90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の 10%)} の 90% ④一般管理費の 55% <div style="float: right; margin-top: 10px;">} 合計額</div>

※ 上記算定基準による合計にランダム係数を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて算出
 ※ 測量、土木設計など、工事関連の業務委託は、変更なし

参考 2 SDGs をはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取組（試行）

企業行動の重要性を啓発することを目的として、令和 2 年 4 月から、「予定価格 4 億円以上の工事請負」及び「予定価格 8 千万円以上の物品等調達」の受注者を対象に、契約後 2 箇月以内に「取り組みに努める」旨の文書の提出を求めます。

※本年 1 月、交通局 HP に掲載済み